

(※1)一定の取り組みを行ったことがわかる書類とは次のような書類です。いずれかの1つを受けていけばよいので、すべての書類は必要ありません。ただし、申請者が任意に受診した健康診査(全額自己負担)は、一定の取り組みには含まれません。

一定の取り組み	証明する書類
予防接種(インフルエンザ・肺炎球菌感染症など)	領収書または予防接種済証
市町村が実施する「がん検診」	領収書または結果通知表
勤務先での「定期健康診断」	「定期健康診断」または「勤務先」の記載がある結果通知表または勤務先が発行した証明書
医療保険者が実施する「特定健康診査」	「特定健康診査」または「保険者名」の記載がある結果通知表または領収書
人間ドックやがん検診などの各種健診	「勤務先または保険者名」の記載がある結果通知表または領収書
後期高齢者医療制度の「健康診査」	後期高齢者医療広域連合が発行する証明書(申請が必要です)※2

上記のような書類がなく、医療保険者などが実施した健康診査を受診したことの証明が必要な場合は、各保険者へ証明を依頼してください(太宰府市国民健康保険の場合は、国保年金課または元気づくり課へお問い合わせください)。

国保年金課(☎内線312)、元気づくり課(保健センター)☎(928)2000

(※2)後期高齢者健康診査受診証明の請求方法

後期高齢者健康診査の受診証明を必要とする場合は、郵送による請求が必要です(証明依頼書は広域連合ホームページからダウンロードできます。[HP]http://www.fukuoka-kouki.jp)。

【郵送先】〒812-0044 福岡市博多区千代4丁目1-27 福岡県自治会館5階

福岡県後期高齢者医療広域連合 健康企画課 健康企画係 行

後期高齢者健康診査に関する問い合わせ 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター

☎092(651)3111

「医療費のお知らせ」などの医療費通知が確定申告に活用できるようになりました

広報だざいふ平成29年12月1日号(26頁)でお知らせしたとおり、平成29年分の確定申告から医療費控除に「医療費控除に関する明細書」が必要となりますが、健康保険から送られてくる「医療費のお知らせ」などの医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

なお、「医療費のお知らせ」などに記載されていないものがある場合は、別途領収書から明細書への記入が必要となります。

また、「医療費のお知らせ」などに記載されている金額と、実際に負担した金額が異なる場合(公費負担医療や医療費助成、療養費、出産育児一時金、高額療養費がある場合など)は、金額を訂正して申告する必要があります。

■訂正のお知らせ

平成29年3月に発送した国民健康保険の「医療費のお知らせ」(平成28年12月、平成29年1月診療分)に「この通知書は税の申告には使えませんのでご注意ください。」と記載されていますが、法令改正に伴い平成29年1月診療分から確定申告への活用が可能となりました。

国民健康保険の「医療費のお知らせ」の発送月を変更します

今まで「医療費のお知らせ」は奇数月に発送していましたが、12月診療分のお知らせが2月下旬から3月上旬にお手元に届くよう、平成30年2月送付分から偶数月に発送します。

送付月	診療月	備考
平成30年1月	平成29年10、11月分	
平成30年2月	平成29年12月分	12月診療分を1カ月前倒しで送付します
平成30年4月	平成30年1、2月分	
⋮	⋮	
平成31年2月	平成30年11、12月分	

問い合わせ 確定申告の医療費控除に関すること 筑紫税務署☎(923)1400
国民健康保険の「医療費のお知らせ」に関すること 国保年金係(☎内線312)
後期高齢者医療の「医療費通知」に関すること 公費医療係(☎内線315)

平成30年度市県民税の主な改正点

問い合わせ 市県民税の関係は、税務課市民税係(☎内線330、331、336)
所得税の関係は、筑紫税務署☎(923)1400

1 給与所得控除の見直し

平成26年度の税制改正で給与所得控除の見直しがされ、給与所得控除の上限が段階的に引き下げられます。

区分	現行 (平成26～28年度課税分)	現行 (平成29年度課税分)	平成30年度課税分
上限額が適用される 給与収入	1500万円	1200万円	1000万円
給与所得控除の 上限額	245万円	230万円	220万円

2 セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が創設されます

健康の保持増進および疾病予防への取り組みとして、スイッチOTC医薬品の購入費用に対し、一定の医療費控除をうけることができる特例が創設されます。

■特例の対象となる医薬品

医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)をいいます。具体的な品目一覧は、厚生労働省ホームページ掲載の「対象品目一覧」から確認できます。

■特例を受ける方法

- 納税義務者本人が健康の保持増進および疾病予防のための一定の取り組みを行う必要があります。例えば、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診などが該当します。
- 当該年の1月1日から12月31日までの支払金額を集計した明細書を作成し、上記の一定の取り組みを行ったことがわかる書類(結果通知の写しなど)とともに確定申告または市県民税申告の際に提出してください(※1)。

控除額 (支払金額 - 保険金などにより補填される金額) - 12,000円

※特例控除を選択した場合の控除上限は88,000円です。

■特例をうける際の注意点

- この特例は従来の医療費控除との選択適用となります。なお、一度特例控除の適用を選択した場合、修正申告や更正の請求の際に従来の医療費控除に変更することはできません。当初申告で従来の医療費控除の適用を選択した場合も同じです。
- この特例の対象期間は平成33年12月31日までです。
- 医療費明細書(セルフメディケーション税制含む)様式は国税庁ホームページからダウンロードできます。